

会 議 記 録 (要 旨)

会 議 名	杉並区青少年問題協議会		
年 度	令和5年度	開 催 回	第1回
日 時	令和5年7月3日(月) 午前10時～正午		
場 所	杉並区立児童青少年センター(ゆう杉並) 集会室		
出 席 者	委員名	里見委員、渋谷委員、吉田委員、最上委員、水野委員、村松委員、津村委員、府川委員、荻上委員、和田上委員、新藤委員、奥津委員、田中委員、山内委員、高橋委員、平見委員、久保川委員	
	事務局	子ども家庭部管理課長、子ども家庭支援課長(児童相談所設置準備課長兼務)、児童青少年課長、済美教育センター所長、学童クラブ整備担当課長、済美教育センター統括指導主事	
傍 聴 者	4名		
配 付 資 料	資料 1-1	杉並区青少年問題協議会委員名簿	
	資料 1-2	杉並区青少年問題協議会幹事名簿	
	資料 2	区立児童相談所開設に向けた準備状況について	
	資料 2 別紙	杉並区立児童相談所設置運営計画	
	資料 3	令和4年度におけるいじめ及び不登校に関する調査報告について	
	資料 4	「子どもの居場所づくり」の取組について	
	資料 5	児童館再編の取組の検証作業(途中経過)について	
	参考資料 1	アンケート集計結果	
	参考資料 2	統計資料(利用状況、人口推移)	
	参考資料 3	前回協議会(視察)でお寄せいただいた意見・感想等	
会 議 次 第	1 開会 2 委員委嘱及び自己紹介 3 幹事紹介 4 議題 (1) 区立児童相談所開設に向けた準備状況について (2) いじめ防止対策等の取組について (3) 児童館再編の取組の検証について 5 その他 6 閉会		
会議内容(要旨)			
村松委員	1 開会 (子ども家庭部管理課長挨拶) 2 委員自己紹介 (交代のあった委員について、委嘱状机上配付) (新任委員自己紹介) 3 幹事自己紹介 (幹事自己紹介) 4 議題 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> (1) 区立児童相談所開設に向けた準備状況について </div> (「資料2 区立児童相談所開設に向けた準備状況について」、 「資料2 別紙 杉並区立児童相談所設置運営計画」を説明) (質疑・意見等) 一時保護所内に居室があるが、これは個室なのか大部屋なのか。		

児童相談所 設置準備課 長	就学前児童は集団、学齢期の児童は個室で12室ある。
村松委員	学齢期の児童の居室が12室あるとのことだが、それが十分なのか足りないのか、子どもはどれくらいの期間一時保護所に滞在して、どれくらいで家庭に戻れるものなのか。
児童相談所 設置準備課 長	居室を何室とするかについては、何か定めがあるわけではなく、区設置の一時保護所はそれぞれの区で算出している。一時保護をする児童の中には、発達に課題を抱えていたり、性的少数者であったりする子もいて、職員が丁寧に対応できる人数など、様々なことを勘案して12室とした。区内には児童養護施設が5所あり、そこでも協力しながら一時保護をしていくことになると考えている。また、滞在期間は法的には2か月が上限であるが、家庭がよい状況になれば2か月経過せずに家庭に戻ることもある。
平見委員	杉並児童相談所での状況をお伝えすると、子どもにとって必要最低限の期間を一時保護することとしている。子どもにとっては日常生活から離れたところでの預かりとなるので、なるべく早期に帰れるよう考えているが、子ども・家庭の状況によってケースバイケースで、必要に応じて児童養護施設や里親のもとで過ごしてもらうこともある。また、都内では一時保護の人数は高止まりの状況にあるが、必要な子どもは定員に関わらず一時保護している。
奥津委員	資料2別紙の「基本方針の実現に向けて」を見ると、「重篤化ケースの減少につなげる」とあるが、重篤化ケースを防いでもらいたいと思うが、そのような意味なのか。
児童相談所 設置準備課 長	確におっしゃるように表現としてどうだったかと感じている。保健センター、子ども家庭支援センターでは予防、早期発見を大事にしており、できるだけ重篤化を防ぐことを目指していく、そのことは児童相談所が機動的に動くためには絶対に必要なことで、両輪で頑張っていきたい。書き方については、配慮したいと考える。
奥津委員	今、言及のあった児童相談所、保健センター、子ども家庭支援センターという3施設はどのように機能するとうまくいくのか。
児童相談所 設置準備課 長	保健センターでは少し心配な妊婦さんと未就学の要支援児童、それ以外の虐待の疑いのあるようなケースは子ども家庭支援センター、また、重篤で例えば親子を離す必要があるような場合は児童相談所のように役割分担している。
最上委員	一時保護されている間は学校には通えないのか。
平見委員	ご家庭の状況によっては、子どもの安全を守れないと判断して登校しないこともある。ただ、一時保護所の中でも学習の時間は確保している。
府川委員	学校の先生の立場から、児童相談所との連携の事例を教えてください。登校ができていない子は学校に相談する場があるが、不登校の子など、どのような対応がなされているのか。
山内委員	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センター、児童相談所と連携をしながら、家庭の養育力が欠けてしまっているケース等に対応している。教室に入れなくても別室登校ができるよう、地域の方や支援員とも連携している。

子ども家庭 支援課長	山内委員からお話のあったように、学校と子ども家庭支援センターは連携しており、学校だけではなく家庭でも課題のあるケースなどは、子ども家庭支援センター、より専門性の高い対応が必要な場合は、児童相談所と連携して対応している。
吉田委員	保育園の一時保育に発達に課題のあるお子さんが預けられることがある。一時保育には区の巡回指導がこない中、保育士が懸命にカリキュラムを考えて対応しているが、母が育児に悩んでいる様子が見受けられることがある。一時保育のお子さんであってもコミュニケーションをとって、必要な機関につなぐようにはしているがなかなか踏み込んだアプローチは難しい。子ども家庭支援センターから踏み込んだアプローチはできないのか。また、保健センターの話では一時保育の場にも行かないケースもあるとのことだった。
子ども家庭 支援課長	気に掛かるご家庭があれば連絡してほしい、ということをお伝えしている。子ども家庭支援センターのケースワーカーが相談に乗りながら、できるだけ地域で生活ができる支援を行っている。一時保育などを使えない家庭には訪問して支援を行っているケースもある。その他にも様々な対応のパターンがあるので、心配なケースがあれば、一報いただきたい。
(2) いじめ防止対策等の取組について	
<p>(「資料3 「令和4年度におけるいじめ及び不登校に関する調査報告について」を説明)</p> <p>(質疑・意見等)</p>	
吉田委員	学校では、実際にどういういじめが多いのか。ネットトラブルのようなケースも起きているのか。また、保護者や学校に相談したことにより、そのことを「告げ口した」と言われてしまうことがあるのではないかと。そのことでまたいじめを受けることがないようにどう対策しているのか。
田中委員	<p>様々な案件がある。からかいのようなものであっても、受け手が嫌だと思ったらそれはいじめと捉えるため、いじめの範囲が広がっている。未成熟な子どもたちが毎日関わりあいを持つ中で、毎日軽微な事案が発生しており、件数も増加していると考えていただければよい。</p> <p>ネットトラブルも起きている。今は、5年生くらいになるとスマートフォンを所有している子どもも多くいて、SNS上のトラブルも多く起きている。放課後や家庭でのことであり、学校では捉えるのが難しく、子どもが親に話し、親が学校に話すことで発見されることも多い。</p> <p>学校は起きたことに対して指導し、そのいじめ行為が継続されていないか、しっかりと把握することが大切と考えている。</p>
村松委員	いじめになる前の段階で、子ども達が互いに多様性を認められるような教育をしていくことが大事と考えるが、学校現場の実情はいかがか。
山内委員	いじめの対応については、普段からどういう指導を行っているかが肝要となる。普段の指導がいざという時の指導に繋がっている。SNSの使用ルールを子ども達自身に考えさせたり、家庭で話してもらったりなど、クラス・学校全体でいじめをなく

	<p>していく、という取組を行っているからこそ、いじめの問題が起きた時にもスムーズな解決に繋がっていることが多い。</p>
荻上委員	<p>保護者の関わりはどうか。</p>
山内委員	<p>学校と家庭との連携、信頼関係が第一である。学校は普段の子どもの様子なども情報共有し、保護者が子どもの話と学校の話の両方を聞くことができるよう対応している。</p>
田中委員	<p>共働きの家庭が増えていて、学童クラブに通う子も増えていると思うが、日頃の子どもの様子を見られる家庭は減ってきている。放課後に親元にいない子どもが多くなっている中で、学校では、学校と保護者のつながりを生み出す取組を大切にしている。</p>
津村委員	<p>今の子ども達は昔のようにテレビを観るのではなく、SNSを多く目にしている。SNSは同じものを繰り返しみられるよう誘導していて、健全ではない動画を繰り返しみることで影響を受けて、それがいじめにつながっていることもあると考える。先生方もアンテナを高く張って、そういった動画があることも把握していただきたい。また、資料からは、不登校の子の数が平成28年度比で倍増していることが分かるが、不登校の子ども達がどのようにすごしているのかの調査は行っているのか。今はオンライン等で学ぶことができるが、学びそのものが出来てない子がどれくらいいるのかというのがこの数字からはわからない。</p>
済美教育センター統括指導主事	<p>学校でも済美教育センターでも、子ども達がどのように過ごしているのかは把握している。不登校の件数を報告してもらおう際にも、実際の一人一人に対してどのような対応をしているのか、学校から報告を受けている。</p>
山内委員	<p>不登校の子どもについては、スクールカウンセラーや担任が週1回程度、家庭訪問をしている。また、どうしても会えないようなケースは子ども家庭支援センターと連携している。どのような状態であるのかということは必ず把握しながら、これからどうすべきかということを考えるようにしている。</p>
	<p>(3) 児童館再編の取組の検証について</p>
	<p>(「資料4 「子どもの居場所づくり」の取組について」「資料5 児童館再編の取組の検証作業(途中経過)について」「参考資料1 アンケート集計結果」「参考資料2 統計資料(利用状況、人口推移)」「参考資料3 前回協議会(視察)でお寄せいただいた意見・感想等」を説明)</p>
	<p>(質疑・意見等)</p>
吉田委員	<p>私の地域では児童館があるので安心しているが、児童館が再編された地域では、世代間交流がなくなったという意見がある。また、公園では小・中学生と一緒に遊んでおり、交流できていると思う。乳幼児の保護者は、多少家から離れた場所であっても遊びに連れていっているように感じるが、小学生は子どもだけで移動するので、家から遠いのは行きづらいのではないと思う。近くに垣根無く入っていける場所が必要。それが児童館だった。</p> <p>民生委員でアンケートを行ったが、「小学生も乳幼児と一緒にプラザを利用できたらよい」「発達がゆっくりな子の親子が、安心してゆっくりと集まれる場があるとよ</p>

	い」といった声があった。発達がゆっくりな子の保護者は、子育てに不安を感じている方もいるが、そういった方が集える場はあるのか。
児童青少年課長	子ども・子育てプラザを利用していただければと思うが、委員からご紹介いただいたように、実際には入りづらく感じている親子がいらっしゃるなど、課題の1つと受け止めている。令和6年度を目途に検討するより良い子どもの居場所づくりにおいて、検討させていただきたい。
最上委員	4年生になると学童クラブに入れられないという声をよく聞くが、学校内に移転することで学童クラブに入れる子の数は増えたのか。
児童青少年課長	児童館再編の取組前後の受入枠を比較すると、1,957枠増加しているが、そのうち、学校内や学校近接地への移設に伴い増えた枠は1,507枠で77%を占めている状況である。
津村委員	児童館再編の取組が一旦休止していることにより、地域によっては、学童クラブは学校内に移転したが、児童館は残っている状況がある。学校内学童クラブと児童館、というように、放課後等に過ごす場所が離れてしまうことで、学童クラブに入っている子どもと入っていない子どもが一緒に遊べない状況が生まれてしまっている。
児童青少年課長	ご指摘のとおり、児童館再編を行った地域では、小学生の居場所として学童クラブ機能、児童館機能の両方を学校内に移し、校庭や体育館で学童クラブ在籍児童と放課後等居場所事業を利用する子どもが一緒に遊ぶことができるよう、取り組んできた。今後のより良い子どもの居場所づくりの検討においては、そういった視点も含めて検討に取り組んでいきたい。
吉田委員	保育園の待機児童対策を行った際、待機児童を解消するために民間の保育園を増やした結果、保育は「サービス」になってしまった。児童の健全育成はサービスではない。サービスに慣れてしまった保護者が学校にもそれを求め、満足がいけないと学校へのクレームという状況を招いていると感じる。保護者対応について、どう考えているか。
児童青少年課長	区が行っている学童クラブや放課後等居場所事業は、民設ではなく、区の事業としてしっかり位置付けた上で運営を委託で行っているものであり、区の実行において展開していく考えである。
和田上委員	区としての子どもの居場所として大事にしている部分などは、どう事業者に伝え、定期的にチェックしているのか。
児童青少年課長	委託を開始する前に、1か月かけて準備委託を行っており、現場に入ってもらって大切にしている理念等の引継ぎを行っている。また、運営が始まってからは、子ども・子育てプラザの職員等が定期的に現場に赴き、必要な助言等を行っている。
津村委員	中学生の放課後の過ごし方について、先生方の働き方改革などの観点もあり、部活動をどうするかという議論もある。小学生が放課後等に学校内で過ごす居場所を作れるのであれば、中学生の放課後等の居場所も学校内に作ることができないのか。小学生と全く同じ形でなくてもよいが、部活動とも関連させてどうあるべきかを考えていただきたい。
児童青少年課長	今後のより良い子どもの居場所づくりの検討を行っていく中で、当事者である中・高校生の意見も聞きながら、検討を進めていきたい。

新藤委員	<p>児童館は、色々な子を受け入れられる器の大きな施設であったのだろうと思うが、実際は乳幼児親子や中・高校生にとっては利用しにくい状況もあったのだろうと考える。子ども・子育てプラザやコミュニティふらっと永福を視察させていただき、子ども・子育てプラザでは、乳幼児親子が安心して利用できているのが見て取れた。また、ゆう杉並やコミュニティふらっと永福は、年齢層に応じた居場所が作られていると感じた。小学生の居場所としては、学校内であると安全・安心を感じられる。不登校の子どもや発達障害がある子どもも、インクルーシブで行きやすい居場所としていく必要があり、そこでは職員の高い専門性が求められると考えている。</p>
和田上委員	<p>以前、児童館で、障害がある子や家庭の状況に問題がある子などの対応について、関わることがあった。刺激に弱い子どもは、児童館という狭い空間の中で問題を起こさざるを得ない状況もあったかと思う。再編後の課題も様々あり、また改善も必要となる。再編したら終わりではなく、課題をしっかり受け止めてより良い居場所としていていただきたいと考えている。</p> <p>また、今後のより良い子どもの居場所づくりの検討にあたっては、児童福祉法の改正など、子どもの意見をより丁寧に聴くことが必要となっているのでしっかりと子どもの意見を聴いていただきたい。</p> <p>4 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平見委員より、「とうきょう若者ヘルスサポート（わかさぼ）」について紹介。 ・次回の青少年問題協議会の予定であるが、11月を目途に開催する予定である。また詳しい日程は、改めてご連絡させていただく。 <p>(閉会)</p>